

広報

やまこし



2005

2月

第437号



今
月
の
内
容

- 村議会定例会 2P
- 雪下ろし隊 3P
- お知らせ 6P

「帰ろう山古志の地へ」「がんばろう山古志」の文字が飾られた
さいの神、三ヶ地区住民の強い思いで実現した。わらは雪深い山
古志村から持ってきたもの。勢いよく燃え上がる炎に復興への思
いを新たにした。
(1月15日土長岡市陽光台)

山古志村新潟中越地震災害対策本部

〒940-0084

長岡市幸町1丁目2番31号（長岡市役所分室内）

☎ 0258-30-1035 fax 0258-32-6103



広報やまこし

2005
2月
第437号

●発行／山古志村役場
長岡事務所

平成17年1月
（幸町分室内）

電話（011-58）30-1035
FAX（011-58）32-6103

●編集／企画課
●印刷／大川印刷株式会社

2月村民カレンダー

ゴミの
収集

1(火)	・にこにこ会 10:30~14:30 陽光台A集会所	
2(水)		
3(木)		
4(金)	・すくすくチャイルドの会 9:30~11:00 青葉台集会所	
5(土)		
6(日)		
7(月)		
8(火)	・にこにこ会 10:30~14:30 陽光台C集会所	
9(水)		
10(木)	・にこにこ会 10:30~14:30 陽光台B集会所	
11(金)	建国記念の日	
12(土)		
13(日)		
14(月)	・にこにこ会 10:30~14:30 縄文の杜	
15(火)		
16(水)		
17(木)		
18(金)	・もの忘れ相談 14:00~16:00 ・すくすくチャイルドの会 9:30~11:00 新陽集会所	
19(土)	・長岡雪しか祭り（山古志のさいの神）	
20(日)	・長岡雪しか祭り	
21(月)		
22(火)	・いきいき地域づくりのつどい 10:00~15:00 アクアーレ長岡	
23(水)	・にこにこ会 10:30~14:30 縄文の杜	
24(木)		
25(金)	・にこにこ会 10:30~14:30 縄文の杜	
26(土)		
27(日)		
28(月)		

震災以後の納税について

村県民税
固定資産税
国民健康保険料
介護保険料

10月23日新潟県中越
大震災以後の納期の到
来するものについては
納期を延長しています。

保育料 10~3月分…免除されます
浄化槽使用料 10~3月分…徴収しません
水道使用料 11~3月分…徴収しません

※水道使用料10月分（使用月9月）に限り1月31日㈪に
指定口座から振替させていただきました。ご了承下さい。

古志の火まつり実行委員・ボランティア募集中

2月19日(土)20日(日)千秋が原で行われる長岡
雪しか祭りの中で山古志のさいの神(2月19
日)が行われる事となりました。つきましてはイ
ベントを盛り上げてくれる実行委員及びボラン
ティアを募集しています。ぜひご連絡ください。
古志の火まつり実行委員会事務局 五十嵐 (☎30-1035)

第四回 山古志村議会定例会

十一月二十二日から二十五日の会期で開かれました。

行政報告（要旨）

十月二十二日、村は中越地震により全村にわたり村道・国県道に至るまで寸断され、電気・電話・水道と社会資本の全てを失い全村避難のやむなきに至りました。その後国県の献身的な支援のおかげで、いくつかの地域について工事用道路での通行が可能になり、電気が復旧された地域もあります。しかし、村の全ての家屋が災害を受け、状況が深刻なことから避難を続ける事を選択せざるをえません。

今、山古志村は国・県と行政が一体となり、復旧復興計画の早期策定をめざしています。同時に災害の状況調査・国の災害査定の準備を進めているところです。遅くとも三月頃までは復興計画を村民に知らしめる事をめざして参ります。近いうちに議会・村民を網羅した中で、山古志村復興検討チームをお願いしたいと考えるところです。

復旧への道はまだまだ緒についたところです。中長期的な展望に立ち民間活力を導入した体制づくりが急務と考えます。行政は一日も早い復旧の道を探る事を第一とし、その間村民の生活を支える事を当面の重要な課題としてとらえていきたいと考えます。今、村の考えられる所の財源を全て総動員して復興にあたりたい。

十月十三日、廃置分合の議決を踏まえ、県知事に合併の申請を行いました。四月一日には長岡市への合併を控えています。復興への道は長岡市へ編入した後も多くの時と多くの費用が必要と考えます。今から長岡市の理解と協力を得ることも重要な課題と考えます。二十村郷復興の象徴としての思いを大切にがんばりたいと考えます。

長期避難で不在となつてある村の家屋を守るために雪下ろし隊が結成されました。

雪下ろし隊は十二月三十日に初出動し、一月十九日までに三回目の雪下ろしを終えました。この間延べ二、四七八人の雪下ろし隊が地域を守るために活動をしました。

地元の実情を把握し、豪雪地の雪下ろしに慣れていると言うこと、又自分達の地域を自分で守るという意識が強い事などから雪下ろし隊は地元村民四八八名で構成されました。

今後は家のまわりに下ろした雪を重機で除雪する作業も並行して行われます。

村を守る！雪下ろし隊出動



村内の道路除雪区間

国道291号線
浦柄～竹沢
魚沼市（旧広神村）～小松倉

県道板尾山古志線
竹沢～役場

国道352号線
魚沼市（旧広神村）～種苧原
村道虫龜間内平線
間内平～虫龜



この日行われた池谷地区の雪下ろし作業では8名の隊員が午前10時から午後3時までの間に家屋など9戸の雪下ろしに汗を流した。（1月10日）

安全確認のため雪下ろし作業を見守る自衛隊員

村の積雪量（単位：cm）

	竹沢	種苧原
12/23	36	55
12/24	65	73
12/25	48	66
12/26	42	85
12/27	58	95
12/28	70	111
12/29	65	105
12/30	70	113
12/31	85	125
1/1	96	148
1/2	120	177
1/3	110	156
1/4	102	141
1/5	103	145
1/6	98	137
1/7	87	128
1/8	85	126
1/9	115	154
1/10	153	197
1/11	190	234
1/12	250	303
1/13	260	282
1/14	253	288
1/15	235	269
1/16	200	249
1/17	202	260

冬期間の村の保安体制

- 役場職員の常駐（役場宿直室）
役場職員（2名）が交代で常駐
- 自衛隊の駐屯（村民会館）
雪下ろし隊の輸送の安全、緊急時に備える
- 長岡警察署・警察官の駐在
種苧原4名 虫龜3名 竹沢3名
- 小千谷地域消防署・魚沼市消防署
救急車待機

雪下ろし隊安全対策

- パトロール隊
道路の除雪状況・積雪データの整理
- 村内10箇所に緊急避難所を設置
3日分の水、食糧、燃料（プロパンガス・灯油）コンロ、ストーブ、毛布を配備
- 雪下ろし隊の通信手段
村内は電話が不通の上、携帯電話の通話も一部地域に限られるため、衛星携帯・無線を使用。

◆専決処分の承認及び報告について

- 「平成十六年新潟県中越地震」に係る災害被災者に対する山古志村税（村民税及び固定資産税）の減免の特例に関する条例の制定について
- 「平成十六年新潟県中越地震」に係る被災者に対する保険料等（国民健康保険料・介護保険料・保育料）の納期限の延長等に関する条例
- 「平成十六年新潟県中越地震」に係る災害被災者に対する山古志村国民健康保険料の減免の特例に関する条例の制定について

◆平成十六年度補正予算

- ・山古志村一般会計補正予算（第五号）
- ・山古志村国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- ・山古志村診療所特別会計補正予算（第三号）
- ・山古志村歯科診療所特別会計補正予算（第一号）
- ・山古志村老人保健特別会計補正予算（第二号）
- ・山古志村簡易水道事業特別会計補正予算（第四号）
- ・山古志村浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第二号）
- ・山古志村介護保険特別会計補正予算（第二号）

山古志村議会臨時会
一月十二日の会期で開かれました。

◆議 決

- ・山古志村復興基金条例の制定について
- ・山古志村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◆平成十六年度補正予算

- ・山古志村一般会計補正予算（第六号）
- ・山古志村歯科診療所特別会計補正予算（第二号）

山古志中学校（南中学校内）

「地盤に負けずがんばっています！」

下川西保育園

市内の三ヶ所の保育園に通っていた子ども達が一月四日から下川西保育園に元気に通い始めました。下川西保育園49名の子ども達と山古志村の31人の子ども達が仲良く楽しく過ごしています。

お話を聞く時も新しいお友達といっしょ
「給食ものこさす食べるよ。」
ニコニコ笑顔のオヤツタイム
みんなのお気に入りの遊び場所

新しい年に希望をこめて（1月7日書き初め）
新しい学校にもようやく慣れました。
中越典子さんが激励に（12月17日）

白馬村子ども元気スキー 1月15・16日

地元の子ども達との楽しい交流会
つきたてのおもちはおみやげにも！

山古志村の小中学生が白馬村でスキーをしました。これはコナミスポーツと白馬村から「元気をプレゼントしたい」と招待いただいたものです。今回の震災でスキーを楽しむ余裕もなかった子ども達69名は雄大なスキー場で2日間おおいにスキーを楽しみました。又、15日の夜はウェルカムパーティーが開かれ白馬村の小中学生との交流が行われました。

そうじや体育の授業などは坂之上小学校といっしょに
子ども達の元気な声が教室にひびいてます。

出来事

心を山の中に残してきた友人たち
祝福の心を明しますように
この写真集の収益はすべて
山古志村復興基金に寄付されます

ピカチュウが山古志村の子ども達の所
に遊びに来てくれました。（1月15日）
「新春慰問コンサート」力強い演奏に
元気づけられました（1月7日）

●被災した地域の児童生徒に対するこころのケアや学習支援のための教員が配置されました。

●災害のための学校事務対応として。（村臨時職）

配属期間	山古志中学校	山古志小学校
平成16年12月1日から 平成17年3月31日まで	事務 山田 康子 講師 蕪木 健治 講師 関根 立志	講師 谷 芳夫 講師 小倉 昭則

よろしくお願ひします

山古志小学校（坂之上小学校内）

「新しい生活 新しい友達」

小中学校人事

生活再建支援制度相談窓口
▼くわしくは 被災者のための生活再建支援制度の相談窓口を設置しています。
090-5827-9937まで

地域の方々が抱えている福祉や生活に関する悩みなどの相談に応じたり、必要な援助を行います。お気軽にご相談ください。 民生・児童委員は長岡市とつなても、変更なくそのまま引き継がれます。
大池橋 小木樺油山竹虫 久保谷木倉籠金夫中沢亀 川青藤小上関青小星田田川小小 上木井川田 木川野中中上川川川 孝サ正晴清ま ゆ 勝サ栄ひキ一元 三ヨ作司作み昇行子子子工夫和治
種子原 長谷川 長谷川 元 和治
あなたの相談相手 民生・児童委員は いつもそばにいます

山古志村診療所 ☎21-0660

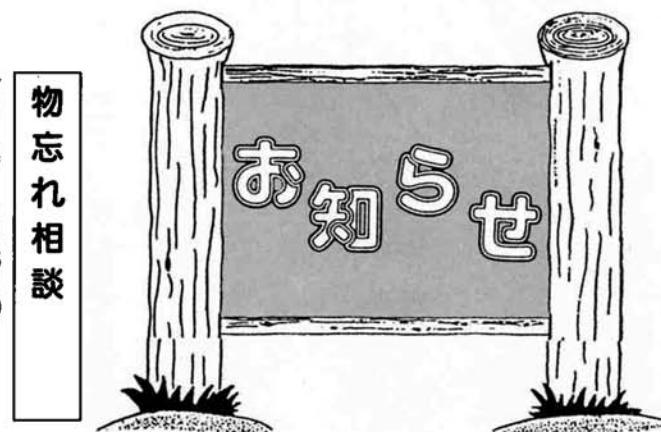
診療時間 午前9時～12時（受付8：30～11：30）
※急患の場合、この限りではありません。

山古志村歯科診療所 ☎47-2288

診療時間 午前9時～12時
午後1時～4時30分
※急患の場合、この限りではありません。
※保育園児・小・中・高校生の診療時間についてもご相談ください。

山古志村議会議員選挙について

山古志村議会議員は平成17年3月30日に任期満了しますが、長岡市への合併が4月1日のため村議会議員の選挙は行われません。
新市の議員は合併後50日以内に選挙を行う事になります。



震災被災者の生活を支援するため無料総合相談を行います。
無料総合相談会
▼日時 平成17年2月11日(金) 午後1時から4時30分
▼場所 長岡市立劇場小ホール
▼参加団体 新潟県弁護士会 県行政書士会・県建築士・県司法書士会・県建築士会等
▼問い合わせ先 ☎025-222-3765

住宅金融公庫相談窓口
▼問い合わせ先 ☎025-222-3765
▼相談内容 公庫融資の返済方法変更 被災住宅の補修・建替え融資
▼受付日時 平成17年3月31日まで
▼相談専用フリーダイヤル ☎0120-198-968
▼内 容 本人又は家族との直接相談、痴呆の対応の仕方
▼申込方法 2月14日(月)までに在宅支援センター（☎30-1035）へ連絡ください。
▼定 員 3人（要予約）
▼担当医 砂山徹（三島病院）
▼場 所 陽光台B集会所
▼日 時 2月18日(金) 午後2時～4時
▼内 容 (送迎有)

国民年金保険料の納付免除について

新潟県中越大震災によって被害を受け、国民年金保険料を支払う事が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除されます。

【免除期間】

平成16年9月～平成17年6月までの間で必要と認められる月まで
(学生納付特例制度については平成17年3月)

【問い合わせ・申請手続き】山古志村役場村民課（☎30-1035）

自動車取得税の減免について

自動車が被災し6ヶ月以内に代替自動車を取得する場合、代替自動車の取得税額を減免します。

【申請の条件】

被災自動車と代替自動車の納税義務者が同一である事
用途が同一である事

【申請期限】

災害発生の日からおおむね6ヶ月以内で代替自動車を登録した日

【お問い合わせ】県税務課長岡分室（☎22-1134）

災害により被災した自動車が自主抹消できない方へ

災害により自動車が修理不可能なほど損壊していると推定される自動車をお持ちの方で自主抹消が困難な方は地震発生月の翌月以降の自動車税について、還付又は、課税の一時保留の制度があります。

【お問い合わせ】長岡地域振興局県税部収税課（☎38-2510）

*自動車の売買や、所有者や使用者の住所変更等があった場合は、運輸支局への登録と県税務課への申告が必要です。
【自動車の登録のお問い合わせ】新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所（☎22-1131）

医療費の一部負担金の減免について

中越地震により、住宅が全半壊したため、不自由な生活を強いられている被災者の十分な医療を確保するため一部負担金の減免を行います。

【対象】

乳幼児…0歳から6歳（就学前）
県親・県老・県障の受給者証をお持ちの方

【適用範囲】

①上記の事由により、村民税が減免されたとき。
②村民税非課税世帯の者が上記事由に該当したとき。

【減免割合】損害額1/2以上…免除

【減免される額】医療費の一部負担金（償還払い）

【減免期間】6か月（10/23～4/22）

※被災状況が確定していませんので申請は確定後になります。償還払いになりますので医療費の領収書は保管しておいてください。

介護保険サービスの利用料の減免について

【適用範囲】

前年度中の合計所得金額が1000万円以下の世帯であって、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償などにより補てんされるべき金額を控除した額）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上の世帯

【減免割合】世帯の所得額と被害によって区分けされます。

【減免期間】12か月

※被災状況が確定していませんので、申請は確定後になります。（確定後、該当者には通知をいたします。）

お問い合わせは保健福祉課（☎30-1035）まで